

濱RYOKU

*濱RYOKUとは「市民力」と「緑」のリョクを兼ねています。

みどりのオープンフォーラム

～まちなかの緑を増やそう!!～

横浜の
まちなかの緑について
一緒に考え、語り合える方
を募集します!

10月1日(土) 10:15～12:30 (受付10:00) 雨天実施

場所：tvkハウジングプラザ横浜
(横浜市西区西平沼町6-1)

内容：①横浜のまちなかの緑化事例紹介
②グループディスカッション
テーマ：「まちなかの緑を増やそう」
たとえば・・・

まちなかにこんな緑の
空間があるといいな。

まちなかの緑を増やすには
どうしたらいいのだろう。

費用：無料
募集人数：40名*

申込期間：
9月9日(金)～20日(火) 必着

対象者：横浜市に在住または在勤の方

※応募者が募集人数を超えた場合は、抽選となります。申込期間を過ぎて定員に余裕がある場合は、追加応募を受け付けます(先着順)のでお問い合わせください。
※申込期間後に、参加の可否及び連絡事項について通知いたします。

主催：横浜みどりアップ計画市民推進会議

申込方法

下記の必要事項を記入の上、郵便、Eメール、ホームページ、FAXでお申込みください。

【必要事項】行事名(みどりのオープンフォーラム)、住所、名前(ふりがな)、電話番号、年齢、職業

※いただいた個人情報については、フォーラムに関する事務以外に使用いたしません。

【申込先】

横浜みどりアップ計画市民推進会議事務局(横浜市環境創造局政策課)

住所：〒231-0017 横浜市中区港町1-1
TEL：045-671-4214 FAX：045-641-3490
E-mail：ks-mimiplan@city.yokohama.jp
URL：http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/jyorei/keikaku/midori-up/midori-up-plan/shiminsuishinkaigi/

横浜みどりアップ計画市民推進会議

検索

イングリッシュガーデン散策付き



横浜バラクライングリッシュガーデン

オープンフォーラム参加者は、フォーラム参加後に、tvkハウジングプラザ横浜内にある「横浜バラクライングリッシュガーデン」(ガイド付)を無料で散策していただけます!(通常入園料800円)

会場案内

tvk ハウジングプラザ横浜

<http://www.tvk-yokohama.com/ecompark/>



電車 相鉄線平沼橋駅より徒歩5分。
横浜駅より徒歩20分。

車 駐車場500台。

tvkハウジングプラザ横浜無料送迎バス

横浜駅西口天理ビルあおぞら銀行前発着。
(始発9:45)(無料送迎バスの定員には限りがありますので、あらかじめご了承ください。)

横浜市の地産地消の取組を

横浜みどりアップ計画の中での取組

収穫体験農園の開設支援事業

(この事業には「横浜みどり税」が使われています。)

市民が身近なところで地産地消を実感できるように、果樹のもぎ取りや野菜の摘み取りなど、収穫体験を楽しめる果樹園や農園の整備を支援しています。施設の設置に助成を行うとともに、農園案内等への支援を行っています。

H22年度の実績▼

収穫体験農園整備に対する助成：2.3ha (22か所)



「YoursGarden」門倉農園 (戸塚区)

共同直売所の設置支援事業

市民が身近なところで地場農産物を購入できるように、駐車場等を備えた多機能型の共同直売所を設置する際に、その整備に対し支援します。保冷库や平型冷蔵ショーケースやPOSレジなどの備品等の導入を支援することで、野菜や肉の鮮度を保持できるほか、お客様のニーズに見合う品揃えができるようになります。

H22年度の実績▼

共同直売所の備品等に対する助成：11か所



「ハマッ子」J A中里直売所 (青葉区)

横浜みどり税の充当事業以外の魅力的な地産地消の取組

はまふうど*コンシェルジュ講座

横浜市では、エコで体にもやさしい「地産地消」を推進するため、横浜産農産物のマークである「はま菜ちゃん」をはじめ、様々な取組を実施しています。今回ご紹介するのは、その中の一つである「はまふうどコンシェルジュ講座」。平成18年から実施し、今年で6年目となります。この講座は、講義や実習を通じて、横浜の「農」と「食卓」をつなぐことを目的としています。講座の参加者は、野菜ソムリエ、飲食店オーナー、農業ボランティア、小学校の栄養士など実に様々。これまでに153名の方が講座を修了し、今年新たに31名のコンシェルジュが生まれました。コンシェルジュの方々には、市内の「食」と「農」をつなぎ、地産地消をさらに推進する活動が期待されています。

この事業には、横浜みどり税は活用されていませんが、地産地消を進めていく上で重要な事業であると思います。

※「はまふうど」とは…

横浜の「浜」に「フード(食べ物)」と「風土」をあわせた言葉です。横浜の「農」・「食卓」と「農地や農業、農産物」をつなぐということの意味しています。

「はまふうどコンシェルジュ」とは、「はまふうど」(=地産地消)を実践し、普及に努める方々を総称します。



直売所での販売実習「白井農園」(保土ケ谷区)

紹介します

横浜みどりアップ計画と地産地消

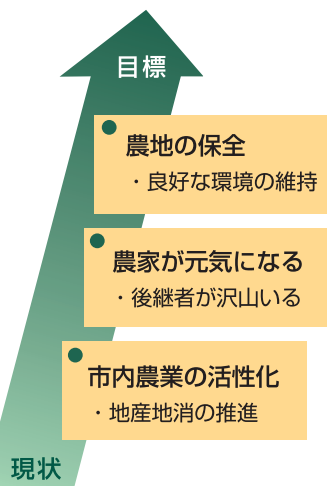
の関係

「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」は、市内のみどりである「樹林地を守る」「農地を守る」「緑をつくる」取組を行うものです。地産地消の取組は、畑や田んぼや果樹園といった農業景観の保全につながります。市内の農地のほとんどが、先祖代々横浜で農業を営まれている農家のものですが、食のグローバル化などにより農業をとりまく社会情勢は厳しく、全国的に見ても農家の高齢化や後継者不足など大きな問題を抱えています。

市内の農業がより活性化し、農家の方々が長期的に農業を続けていくことが、みどりの保全にもつながります。

地産地消のメリット

- 生産者の顔が見え、安心
- 新鮮で美味しく旬を味わえる
- 消費者の声を直接受けて、生産者の生産意欲が高まる
- 生産者と消費者のコミュニケーションが生まれ、地域を元気にする
- 運搬距離が短いので、CO₂の排出量が少なく環境にやさしい



レポート：伊藤（横浜みどりアップ計画市民推進会議）

取組



受講者の声

この講座に参加して、はじめて横浜の農の実態を知ることができました。有意義な講座でした。

様々なプログラムをとおして、自分がこれから何をやりたいかを明確にすることができました。この出会いをつなげていきたいです。

今回築いていただいたネットワークを活かして、横浜を元気にできればうれしいと思います。

レポート：伊藤（横浜みどりアップ計画市民推進会議）

魅力満載！ 市内農産物・直売所



開店前には新鮮野菜を求める行列が！！「FRESCO（保土ヶ谷区）」

横浜市内には全部で4,202戸の農家さんがいて、その特徴としては野菜生産が約3/4と大半を占めていることです。生産量でもコマツナが全国2位、カリフラワー同8位、キャベツ同10位と全国的に見ても野菜の生産が盛んです。

野菜の自給率は、約18%ですが、369万人という横浜の人口を考えるとこの数字は多いと言えるのではないのでしょうか。

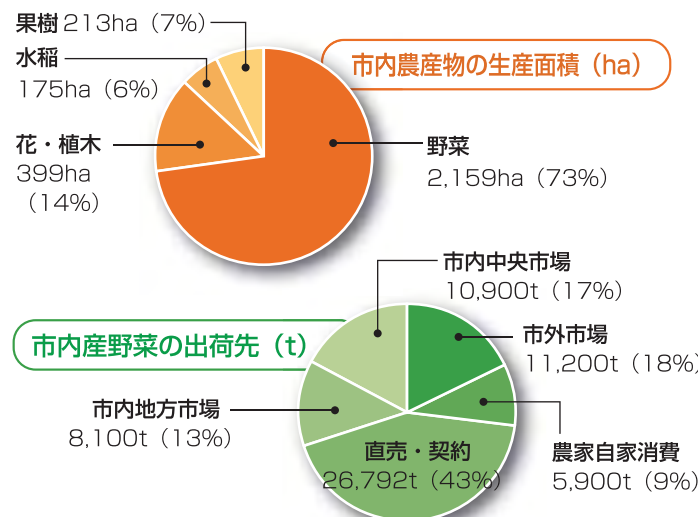
市内の農家さんは市場に出荷するほか、直売や契約栽培など多様な販売形態を持っています。横浜市は、全国的に見ても直売所が多い都市で、その数なんと約1,000か所。市内で生産されている野菜のうち約4割が直売等で、市場を通さずに取引されています。これは、畑と住宅地が隣接している横浜の特長を生かした販売形態なのです。

直売所で販売されている野菜の多く（特に葉物など）は、その日の朝に収穫されたものがほとんどです。たとえば枝豆は鮮度の低下が早い野菜なので、新鮮な朝採りの市内産のものであれば、本当においしく食べることができます。

直売所は場所により営業時間が異なり、週3回午後から販売というところも少なくありません。あなたの家の近所にも、実は直売所があるかもしれません。詳しくは、横浜市のホームページでも紹介されています。

横浜市農産物直売所マップ

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/nousan/chokubai/gmap.html>



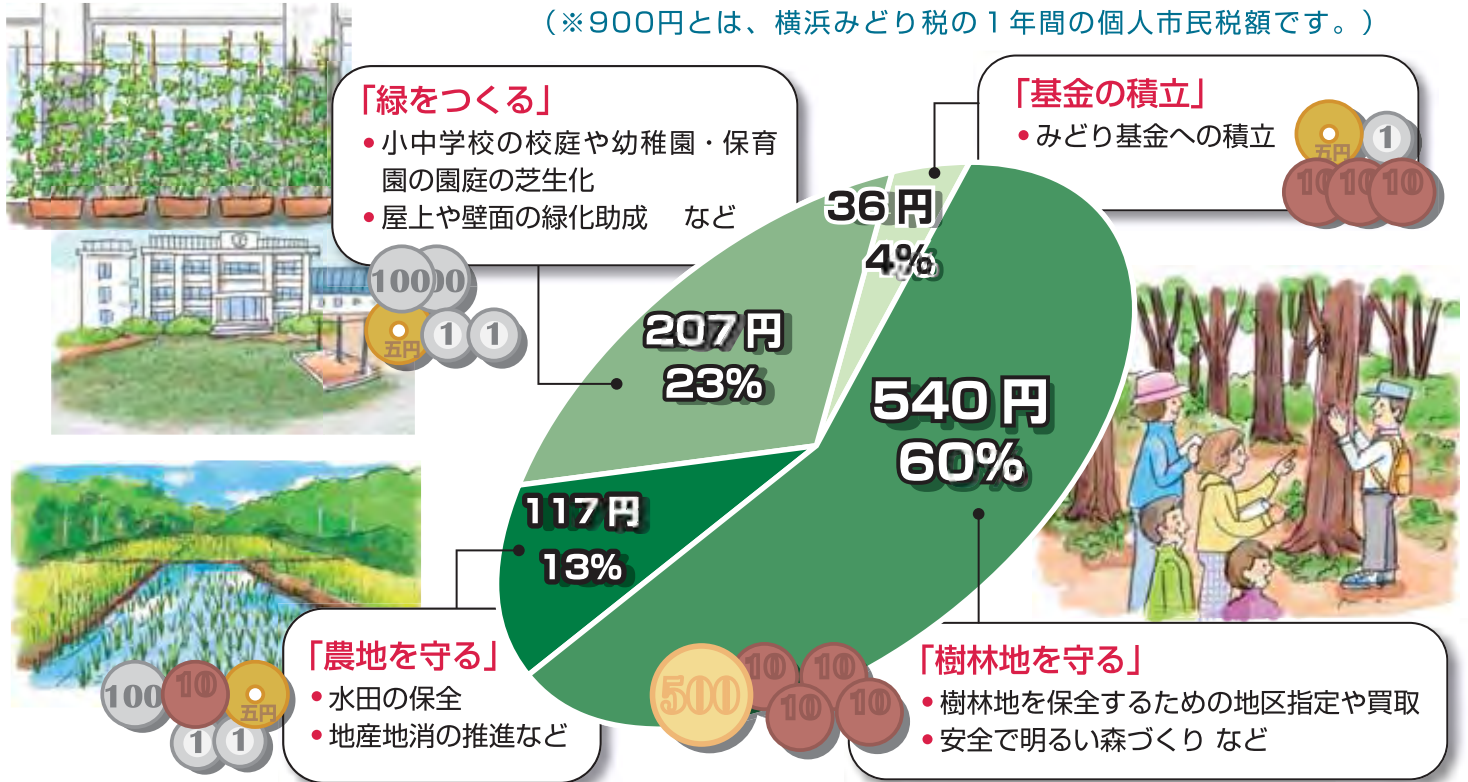
数値：横浜市環境創造局推計（平成17年度）

参考URL：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/nousan/tisantisyo/nougyou/chishiki.html>

レポート：伊藤（横浜みどりアップ計画市民推進会議）

横浜みどり税で みどりをつくり、守っています！

平成23年度の横浜みどり税の使い方（予算）を900円※で換算すると…
（※900円とは、横浜みどり税の1年間の個人市民税額です。）



横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）

緑豊かな環境を将来に残し、市民と一緒に緑を守り育てていく計画で、「樹林地を守る」「農地を守る」「緑をつくる」取組のことで。

横浜みどり税

「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」の財源の一部として、市民税の均等割に上乗せされています。（個人900円/年、法人9%/年）

横浜みどりアップ計画 市民推進会議

横浜みどり税も財源の一部となっている「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」について市民の視点で評価、提案等に取り組んでいます。

ご連絡・お問い合わせ先

横浜みどりアップ計画市民推進会議事務局
（横浜市環境創造局政策課）
〒231-0017 横浜市中区港町1-1
TEL：045-671-4214 / FAX：045-641-3490
E-mail：ks-mimiplan@city.yokohama.jp

< 横浜みどりアップ計画市民推進会議ホームページ >
アクセス方法：横浜市環境創造局ホームページ > 緑・公園
> 横浜みどりアップ計画 > 横浜みどりアップ計画市民推進会議
URL：http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/jyorei/keikaku/midori-up/midori-up-plan/shiminsuishinkaigi/

濱RYOKU第8号の訂正のお知らせ

濱RYOKU第8号において、下記の誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

濱RYOKU第8号裏表紙

「水田保全契約奨励事業で横浜市の田園風景が守られます。」

【市内の水稲作付面積】

誤：165ha（H18農林業センサス）

→正：154ha（H22神奈川県農林水産統計）

誤：35% 64.8ha → 正：35% 53.8ha

【水田保全契約奨励事業とは】

誤：他面的 →正：多面的

濱RYOKU

*濱RYOKUとは「市民力」と「緑」のリョクを兼ねています。

みどりの オープンフォーラム

開催しました

～まちなかの緑を増やそう!!～

10月1日（土）に、t v kハウジングプラザ横浜において、横浜のまちなかの緑について市民の方などと一緒に考えるために「みどりのオープンフォーラム～まちなかの緑を増やそう!!～」を開催しました。

当日は、爽やかな秋晴れのもと、30名の方にご参加いただき、市内企業の緑化の取組事例の紹介や、グループディスカッションを屋外で行いました。

民間企業の取組事例紹介

- 相鉄ホールディングス株式会社
（横浜駅西口「相鉄ジョイナス」屋上庭園「ジョイナスの森彫刻公園」について）
- 株式会社 t v k コミュニケーションズ
（「t v kハウジングプラザ横浜」リニューアル時の緑化への取組等について）

グループディスカッション テーマ「まちなかのみどりを増やそう!!」

グループテーマ

- 「都市部・市街地の緑を増やそう！」
- 「地域（住宅地）の緑を増やそう！」
- 「公共空間の緑を増やそう！」



貴重なご意見を
いただきました！

参加者は熱心な方ばかり、
活発な議論は時間が足りない
ほどでした。

1 緑化事例紹介 横浜駅西口「相鉄ジョイナス」屋上庭園「ジョイナスの森彫刻公園」について



ジョイナスの森彫刻公園

相鉄ホールディングス株式会社
経営戦略室 ブランド戦略担当 課長

田中 成人 氏

昭和40年頃、横浜駅西口の再開発事業にあたり、「コンクリートジャングルの都心に大きな緑の森を作ることができたら、どんなにか気持ちのいいことだろう」という開発担当者の夢から始まった屋上庭園「ジョイナスの森（現：ジョイナスの森彫刻公園）」完成までの道のりや、現在取り組まれている「ジョイナスグリーンプロジェクト」等について紹介がありました。



説明パネル



田中氏による説明



相鉄ジョイナスHP
<http://www.sotetsu-joynas.com/shop/73>

「相鉄グループCSR報告書2011」
<http://www.sotetsu.co.jp/group/csr>

2 緑化事例紹介 「t v kハウジングプラザ横浜」リニューアル時の緑化への取組等について



横浜バラクライングリッシュガーデン

株式会社 t v k コミュニケーションズ
t v k e c o m p a r k ゼネラルマネージャー代表取締役
e c o m カンパニー 社長執行役員

宇井 良太 氏

2009年春に実施された電柱撤去、植栽、緩やかな歩道など緑が溢れる街づくりをコンセプトに心地よい空間を目指したリニューアル（緑化率3.8%→23.2%へ大幅UP!）についてや、2010年3月にオープンした首都圏初の本格的な英国式庭園として「横浜バラクライングリッシュガーデン」について紹介がありました。



宇井氏による説明



説明パネル



t v k ハウジングプラザ横浜
<http://www.tvk-yokohama.com/ecompark/>

電車：相鉄線平沼橋駅より徒歩5分。
横浜駅より徒歩20分。

車：駐車場500台。
t v k ハウジングプラザ横浜無料送迎バス
横浜駅西口天理ビルあおぞら銀行前発着。

横浜市の緑化施策紹介

横浜市環境創造局みどりアップ推進課 緑化推進担当 松寄課長

横浜市で取り組んでいる緑化施策について、具体例の写真等を示しながらわかりやすい内容で説明がありました。

「民有地の緑化推進」では、『花と緑のスプリングフェア』などの緑化イベント開催による普及・啓発や、『建築物の屋上・壁面、生垣等緑化助成事業』の助成内容、『地域緑のまちづくり事業』による地域での緑化活動への支援等について紹介がありました。

また「緑化制度の運用」では、建築・開発行為の際に、どのように緑化を推進しているのか、「公共施設の緑化推進」では、『公共施設緑化事業』による校庭や園庭の芝生化などについての話がありました。

松寄課長による説明



各テーブルから出た
意見を紹介します



商業地に花を植えるような
事業所とも協力が必要

市街地・公園の緑は
増やせるが、維持
管理が大変

グループテーマ
**都市部・市街地の
緑を増やそう!**

まちなかに
緑の空間は必要

みどり税で花を増
やすのも良いが、
管理部分に補助金
を出すなども必要

商店街やコンビニにも協力して
もらえるシステムづくりが必要

緑の管理に関して、
地域と行政の役割
分担がわかりづらい

若い人でも手伝ってくれる
人は増えている

花壇の手入れなどにより
地域のつながりが出来る

グループテーマ
**地域（住宅地）の
緑を増やそう!**

自治体（行政）と地域が協力した
人材育成のための工夫が必要

子どもと一緒に緑に
携わる機会が必要

緑の質も大切

緑の先生のような専門家なども
増やしていくことが必要

グループテーマ
公共空間の緑を増やそう!

学校の緑が少ない。芝生を
増やしたり、昆虫と触れ
合う場所が必要

緑の大切さの認識を高める
（知名度を上げる）

緑の質を守るための財源が必要
（緑には年々費用がかかる）

その他

参加者
アンケートより

緑に対する思いなど、色々な
意見が聞けて大変よかった。

民間企業が緑化について努力
されていることがわかった。
今後とも続けてもらいたい。

みどり税でこういうことも
やっているんだということが、
細かくわかった。

屋外での広々とした環境の中
で緊張がほぐれた。

グループディスカッションの感想

屋外のイベントスペースに移り、グループディスカッションを進めました。皆屋外スペースで気持ちよく議論を進めることができました。

「まちなかの緑を増やそう!!」というテーマだったのですが、どのテーブルでも緑を増やすことよりも、維持管理が大切という意見が多かったのは、とても印象的でした。様々な市民が参加していたので、とても重要な話がたくさん出ました。多世代の方たちが協力していくには、どうしていったらよいか。維持管理の予算は減っているようだが、反対にもっと維持管理への予算は増やすべきではないのか。市民が活動していくには、それを指導していく専門家が必要。緑の質も考えていけるべき。子どもたちの環境教育も大切。など、今後の方向への提案もたくさん出ていました。

さらに、今回は民間企業の緑化の事例紹介でしたので、このような取組を他の企業にも伝えていき、まちなかの緑を増やすことに企業ももっと努力して欲しいと思いました。

今回の議論を、それこそまちなかに持ち込んで横浜のいろいろな地域で「まちなかの緑を増やそう!!」について話し合いがされ、各地域で緑を増やし、なおかつ維持管理をどうやって進めていくかの知恵が出てくるとよいと思いました。それも世代を超えた楽しい活動が進められ、まちなかの緑が増えるというよいなあということを感じた一日でした。 レポート：吉田洋子（市民推進会議広報部会）

市民のみなさまから頂いている

横浜みどり税 により

樹林地の保全が進んでいます。



平成 22 年度に指定された鍛冶ヶ谷特別緑地保全地区（栄区）

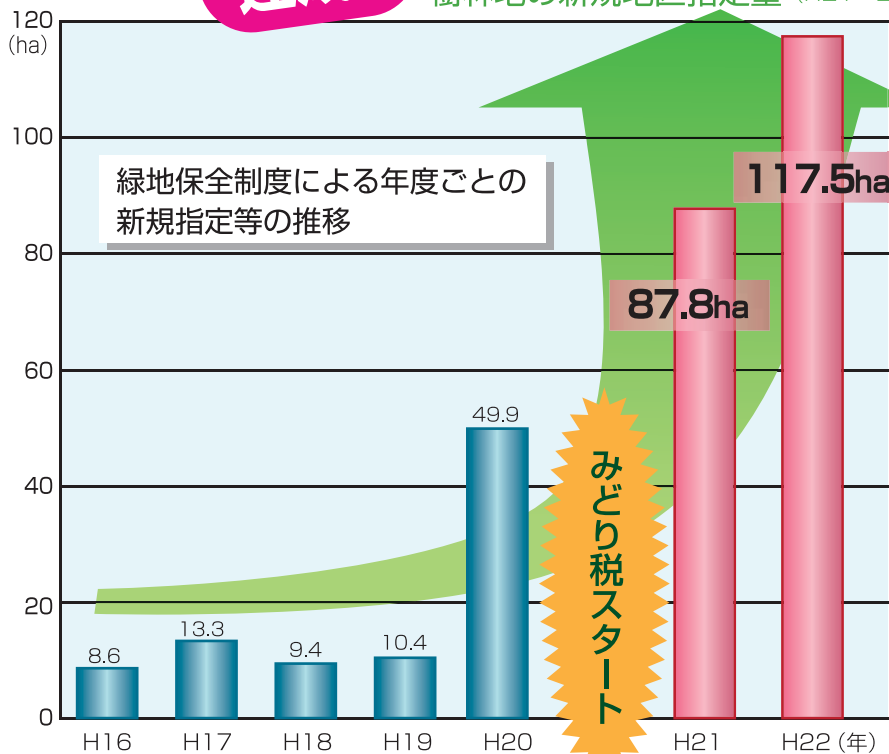
—特別緑地保全地区指定等拡充事業の取組—

H22年までの目標値189.7ha

目標
達成

205.3ha

樹林地の新規地区指定量 (H21~22年)



緑地保全制度による年度ごとの
新規指定等の推移

みどり税スタート

なぜ指定が進んだの？

土地所有者が樹林地を持ち続けられなくなった場合にも、横浜みどり税の活用により、買取希望への対応が、より一層できるようになったことが、土地所有者の方々の安心感につながり、指定への協力につながっています。



樹林地の保全

特別緑地保全地区指定等拡充事業とは

緑地保全制度により、樹林地の地区指定を進め 横浜に残る貴重な緑を保全する事業です。

地区指定した樹林地は、維持管理の助成や相続税の負担軽減などにより、土地所有者が樹林地を良好な状態で持ち続けることができます。

また、不測の事態等により土地所有者が樹林地を持ち続けることができなくなった場合にも、横浜みどり税などを財源として、市が買い取ることで、樹林地を保全していくことができます。

緑地保全制度の詳細説明ページ

横浜市 樹林地 保全

横浜市環境創造局緑地保全推進課

TEL:045-671-3534 FAX:045-224-6627

みどりアップ計画前

指定量

約20ha/年

5年間の平均 (H16~20年)

約5倍

みどりアップ計画後

指定量

約100ha/年

2年間の平均 (H21~22年)

横浜みどりアップ計画

(新規・拡充施策)

緑豊かな環境を将来に残し、市民と一緒に緑を守り育てていく計画で、「樹林地を守る」「農地を守る」「緑をつくる」取組のことです。

横浜みどり税

「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」の財源の一部として、市民税の均等割に上乗せされています。（個人900円/年、法人9%/年）

横浜みどりアップ計画市民推進会議

横浜みどり税も財源の一部となっている「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」について、市民参加の組織により評価・提案等に取り組んでいます。

ご連絡・お問い合わせ先

横浜みどりアップ計画市民推進会議事務局（横浜市環境創造局政策課）

〒231-0017 横浜市中区港町1-1 TEL:045-671-4214 FAX:045-641-3490 E-mail: ks-mimiplan@city.yokohama.jp

<横浜みどりアップ計画市民推進会議ホームページ>

URL: <http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/jyorei/keikaku/midori-up/midori-up-plan/shiminsuishinkaigi/>

第10号 平成23年12月発行

編集: 横浜みどりアップ計画市民推進会議広報部会 / 発行: 横浜みどりアップ計画市民推進会議事務局（横浜市環境創造局政策課）制作: 企業組合エコ・アド

「横浜みどりアップ計画 と横浜みどり税」

(見える化部会で作成した横浜みどりアップ計画と
横浜みどり税をわかりやすく説明するための資料)

横浜みどりアップ計画と横浜みどり税

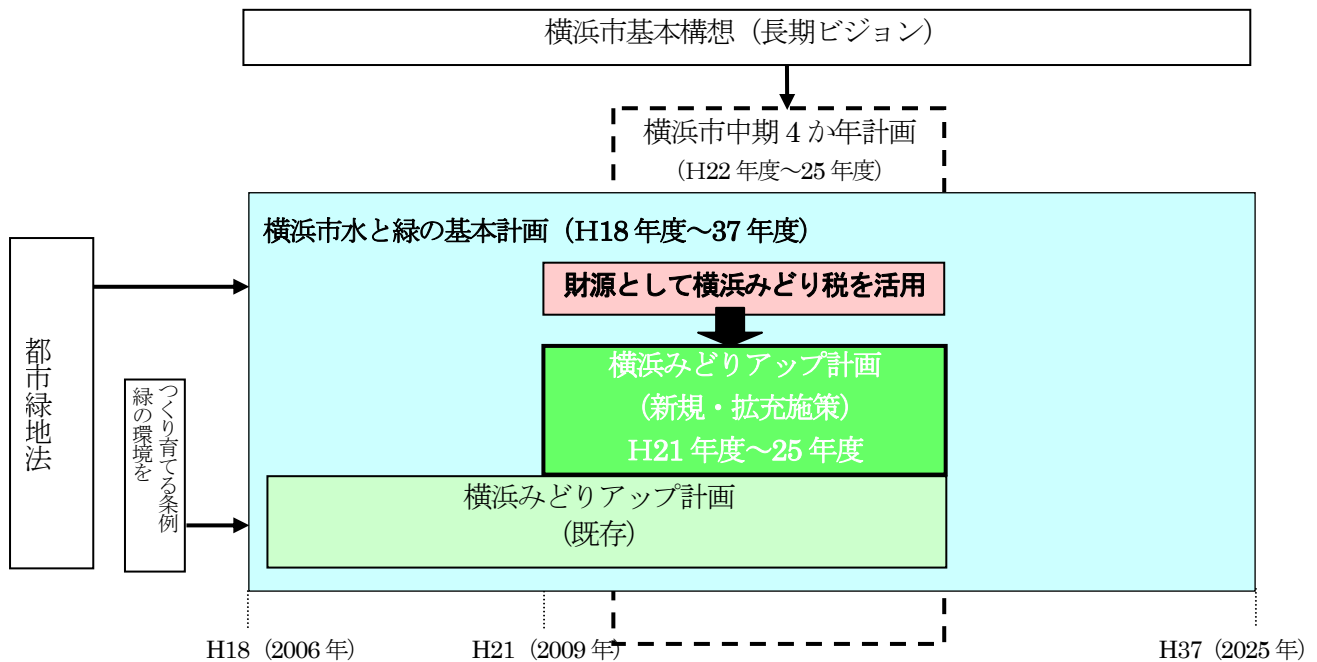


＜横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)の位置づけ＞

横浜市では、長期的な視点から水・緑環境の保全と創造に取り組むため、平成 37 年度（2025 年）を目標年次とした「横浜市水と緑の基本計画」を平成 18 年（2006 年）に策定しました。

あわせて、この基本計画を重点的に取り組んでいくための計画として「横浜みどりアップ計画」を策定し、緑施策を推進してきました。

しかし、緑の減少が続いていることから、これまでの取組を強化するための 5 か年の事業計画として、『横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）』を策定し、これまでの取組をより強化・充実するための重要な財源として「横浜みどり税」を導入し、「樹林地を守る」「農地を守る」「緑をつくる」施策を平成 21 年 4 月から推進しています。



■横浜みどり税(課税対象と税率、実施期間)

対象	税率 (市民税の均等割に上乘せ)	期間	備考
個人	900円／年	平成 21 年度～平成 25 年度	所得が一定金額以下で市民税均等割が課税されない方を除く
法人	9%／年	平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度分	法人税割が課税されない法人を除く ※平成 23 年 12 月市会において、軽減期間が平成 24 年度末まで延長されました。

<横浜市の緑施策における財源の考え方>

① **特別会計** : 一般財源・国費・市債等と**横浜みどり税**を財源とします

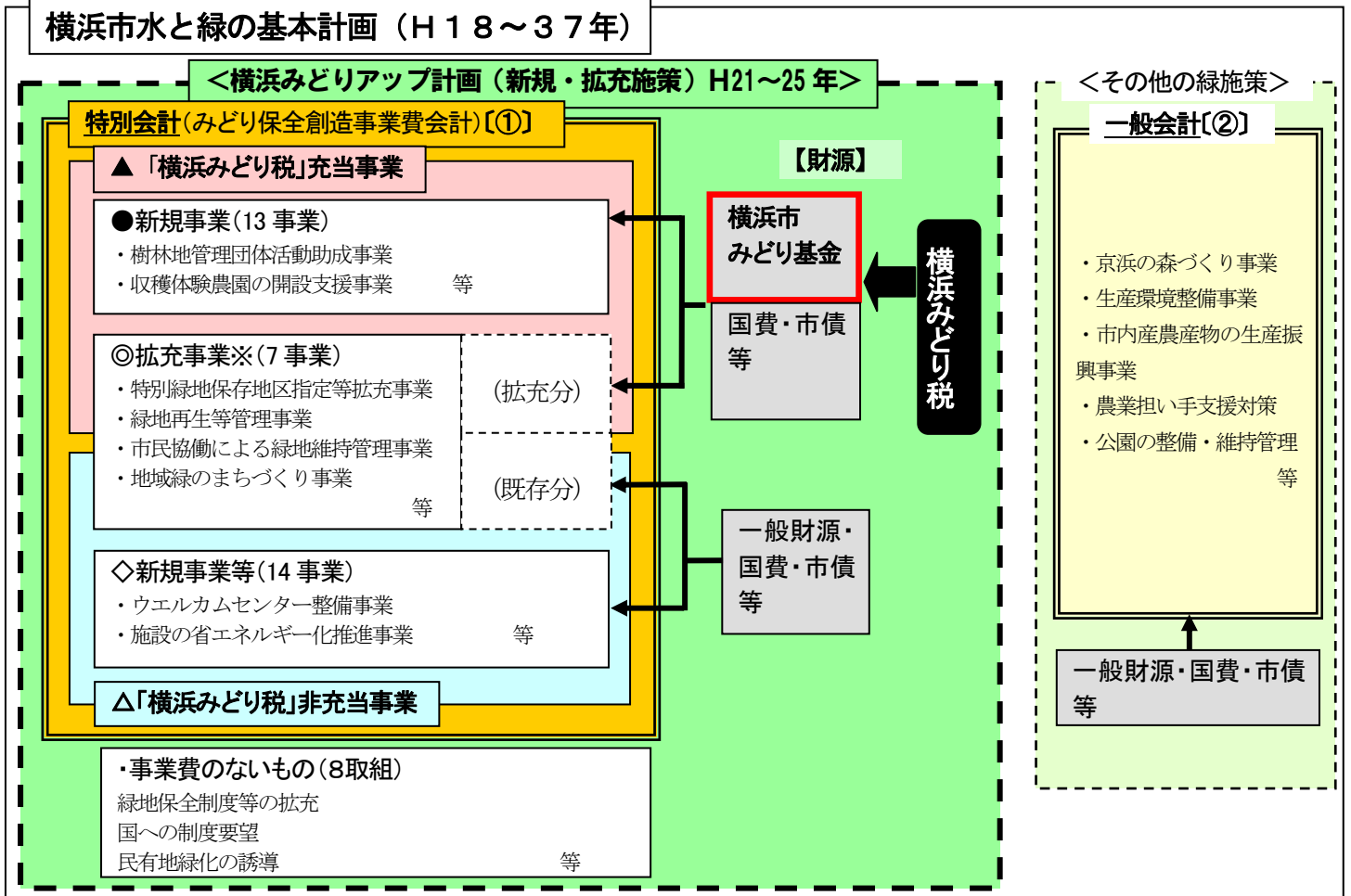


横浜みどり税充当



横浜みどり税非充当

② **一般会計** : 一般財源、国費、市債等を財源とします



※ ◎拡充事業 : 既存分とは拡充事業のうち、『横浜みどりアップ計画 (新規・拡充施策)』の以前から実施していた部分で、一般財源により実施します。拡充分とは、既存分から事業規模や対象を拡大して実施する部分で、「横浜みどり税」を活用して実施します。

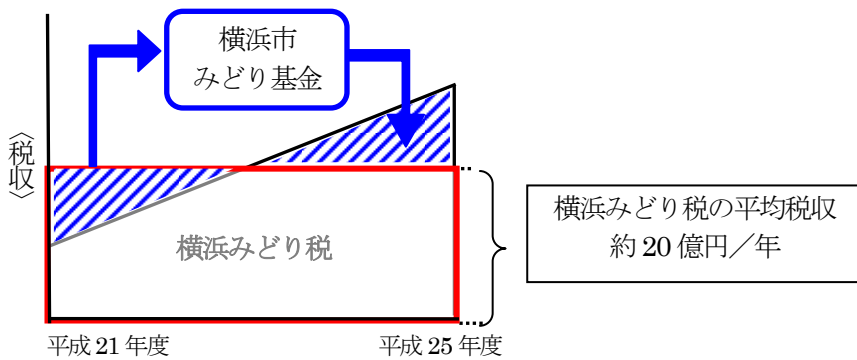
■「横浜みどり税」を充当する事業と充当しない事業の基本的な考え方について

横浜みどり税条例においては、税の趣旨として、「緑の保全及び創造に資する事業の充実を図るため」としています。また、横浜市税制研究会の考え方や市民意識調査の結果を踏まえ、平成20年10月に公表した「横浜みどりアップ計画 (新規・拡充施策) の推進に向けた新たな税制案について」で、具体的な用途を市民の皆様へ下記のとおりお示ししています。

▲「横浜みどり税」を充当する事業	『横浜みどりアップ計画 (新規・拡充事業)』に基づく新規事業や、大幅に拡充した事業の拡充部分に充当することとし、 ①【守る】保全により直接的な効果がある公有地化等樹林地・農地の保全 ②【つくる】市民の皆様が身近に緑を実感することができるような緑化の推進 ③【管理】樹林地等の維持管理の充実による緑の質の向上 ④【市民参画】ボランティアなどの市民参画の促進につながる取組 などに「横浜みどり税」を充当しています。
△「横浜みどり税」を充当しない事業	個人の所得保障や特定産業の個別支援につながる事業、施設の整備費には、「横浜みどり税」を充当せず、一般財源等により『横浜みどりアップ計画 (新規・拡充施策)』に取り組みます。※拡充事業のうち既存分についても「横浜みどり税」は充当しません。

<横浜みどり税と横浜市みどり基金の関係・横浜みどり税の執行状況>

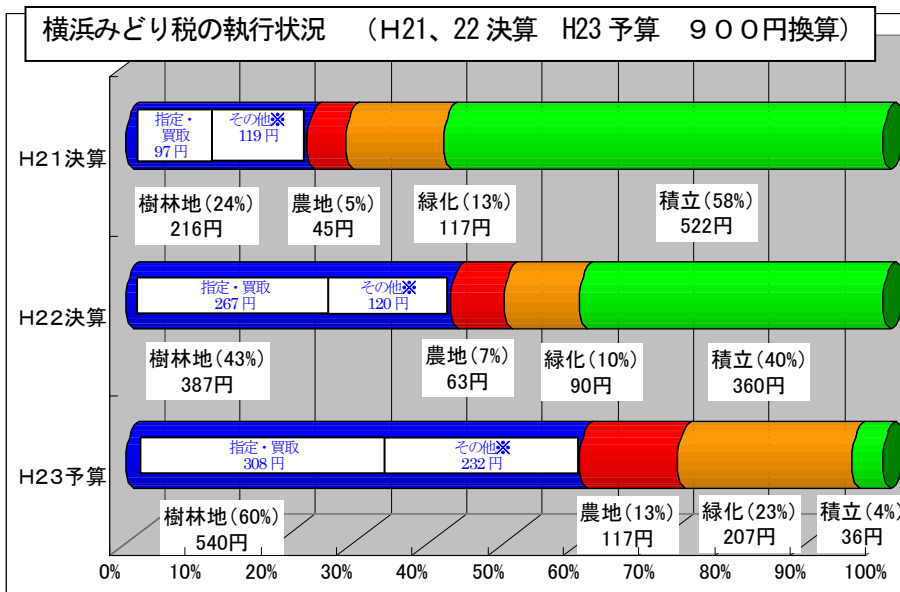
1 横浜みどり税の税収と横浜市みどり基金の関係



「横浜みどり税」の使いみちをわかりやすくするとともに、年度間の財源調整を図るため、「横浜みどり税」の税収相当額を「横浜市みどり基金」に積み立て、他の一般財源と分けて管理しています。税収に対して買取り等の事業費が少ない前半に基金を積み立て、事業費が税収を上回る後半に積み立てた基金を活用することで年度間の財源調整を図ります。

2 横浜みどり税の使いみち

「横浜みどり税」の使いみちを900円（個人市民税上乘せ分と同額）に換算して、棒グラフで表しました。



グラフを見ると事業の推進により「横浜みどり税」が基金への積み立てではなく、事業により執行されている経過がわかります。

- 【凡例】
- 「樹林地を守る」
 - 「農地を守る」
 - 「緑を作る」
 - 「基金の積立」
- ※その他
 ・ ・ ・ 樹林地の維持管理推進事業、利活用促進事業等に使われています

(コラム) 所有者の方に安心して樹林地を持ち続けてもらうために

～みどりアップ計画(新規・拡充施策)の中心的な取組である樹林地の指定・買取について～

～どのような時に買い取るのか～

・市内の樹林地の多くは民有地であり、その保全については、土地所有者の方々のご理解とご協力を得て、緑地保全制度に指定することで、税の軽減や維持管理などの面から支援し、良好な樹林地としてできるだけ持ち続けていただくことを基本としています。

・その上で、特別緑地保全地区や市民の森の指定等で、相続等の不測の事態による買取りの希望などに対応し、本市が土地を買い取ることで、将来にわたり保全を図っています。

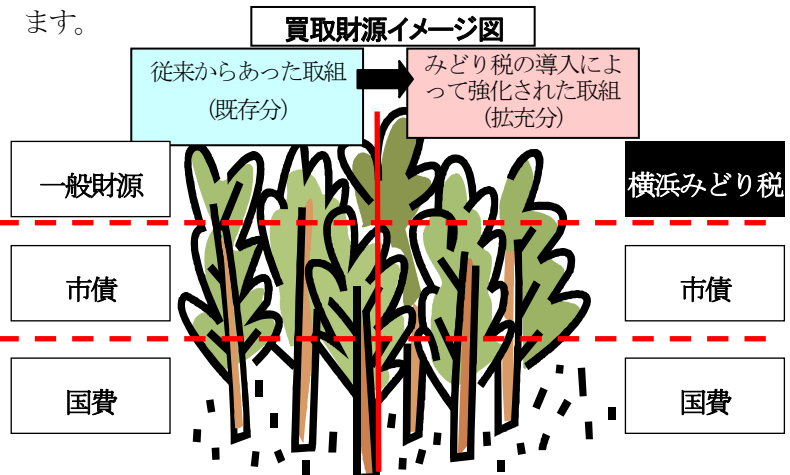
➡横浜みどり税の活用により、買取希望への対応がより一層できるようになったことが、土地所有者の方々への安心感へつながり、保全への協力が増加しています。

指定をした樹林地等の買取りは、一般財源や国費、市債、横浜みどり税等の財源を活用して行っています。

「みどり保全創造事業費会計」の樹林地を買取る事業は、財源が

- ・国費、市債、一般財源による事業(既存分)
- ・国費、市債、横浜みどり税を充当する事業(拡充分)

の2種類があり、買取りはまず、既存分で行い、財源が足りなくなった場合には、横浜みどり税等を活用して買取り(拡充分)を行います。



横浜みどり税を充当している事業を紹介します

【樹林地を守る:8事業】

1 樹林地を守り、買取る事業

(特別緑地保全地区指定等拡充事業)

樹林地を保全するため、緑地保全制度（「特別緑地保全地区」、「市民の森」、「緑地保存地区」等）の積極的な地区指定を進めます。

また、特別緑地保全地区の指定地等で、不測の事態による買取りの希望などに対応し、確実に担保します。



2 樹林地を良好に維持・管理する事業

(緑地再生等管理事業)

多様な動植物が生息する健全な森とするため、市民の森等について間伐や下草刈りなどの管理を行っています。

また、緑地保存地区等の民有樹林地に対しては、住宅地との境界部等における草刈作業や危険樹木撤去に対する助成を行っています。

3 樹林地を守るためのその他の事業

(その他(6事業))

- ・「**保管理計画**」を市民との協働で作成
(市民協働による緑地維持管理事業)
- ・**森にかかわる人材育成**
(森づくりリーダー等育成事業)
- ・**森づくり活動**をしている団体への活動支援
(樹林地管理団体活動助成事業)
- ・**森の恵み塾等**
(森の楽しみづくり事業)
- ・**市民団体からの提案**に対する実施支援
(みどりの夢かなえます事業)
- ・**市民の森等の管理**で生じた間伐材のチップ化の支援等
(間伐材資源循環事業)

【農地を守る:9事業】

1 水田を保全するための事業

(水田保全契約奨励事業)

収益性がよくないため、年々減少の一途をたどる水田ですが、貯水機能や景観形成などの多面的機能が高く、人と自然の関わりの中で育まれてきた、市民共有の貴重な自然環境として保全する必要があります。

そこで、10年間の水稲作付の継続を条件に支援を行い、水田面積の減少を食い止めています。



2 市民が身近に地産地消を感じる事業

(収穫体験農園の開設支援事業)

市民が身近なところで地産地消を実感できるように、果樹のもぎ取りや野菜の摘み取りなど、近年人気が高まっている収穫体験を楽しめる果樹園や農園の整備を支援します。



3 農地を守るためのその他の事業

(その他(7事業))

- ・**都市公園の適地**となる農地等を分区分園等を主とした都市公園として整備
(農園付公園整備事業)
- ・**食の祭典の開催**等
(食と農の連携事業)
- ・**不法投棄監視警報装置**の設置等
(不法投棄対策事業)
- ・**農薬飛散防止ネット**の設置等
(環境配慮型施設整備事業)
- ・**市が仲介し、農地の長期貸付**へ誘導
(農地貸付促進事業)
- ・**土地所有者が手放さざるを得なくなった農地**等を市民農園用地として買取り
(市民農園用地取得事業)
- ・**新規参入希望者等**へ農地利用集積させる事業の構築・実施
(農地流動化促進事業)

【緑をつくる:3事業】

1 地域と協働で緑をつくる事業

(地域緑のまちづくり事業)

地域にふさわしい緑化を、地域と市が協働で話し合い、地域ぐるみで緑化計画をつくります。

作成された緑化計画に基づき、民有地の緑化には助成を行い、公有地の緑化は公共事業として整備を進めます。



2 民有地の緑化を進める事業

(民有地緑化助成事業)

- ・**園庭の芝生化の整備費**等を助成
(保育園・幼稚園芝生化助成事業)
- ・**花壇やプランター**の整備を助成
(区民花壇事業)
- ・**ブロック塀を撤去し、生垣を設置する費用**を助成
(生垣設置事業)
- ・**屋上又は壁面緑化の工事費用**を助成
(屋上緑化助成事業)
- ・**名木古木を指定・保存し、指定木の診断・治療・剪定等の管理**に助成金を交付
(名木古木保存事業)
- ・**人生の節目の記念**に希望した市民へ苗木を無料配布
(記念樹等生産配布事業)

3 街路樹を良好に維持・管理する事業

(いきいき街路樹事業)

街路樹は、快適な緑陰をつくり、都市に潤いや憩いを与えると同時に、街並みの美観を向上させています。これら街路樹を良好に生育させ、市民に美しく豊かな緑を提供するとともに、歩行者や車両等の安全で円滑な通行を確保するため、せん定頻度を引き上げ、適正な管理を行います。

